

最近の公共交通政策・観光政策等の 動向



最近の公共交通政策の動向

1. 交通政策基本法の制定
 - 1-1 交通政策基本法の位置付け
 - 1-2 交通政策基本法の概要

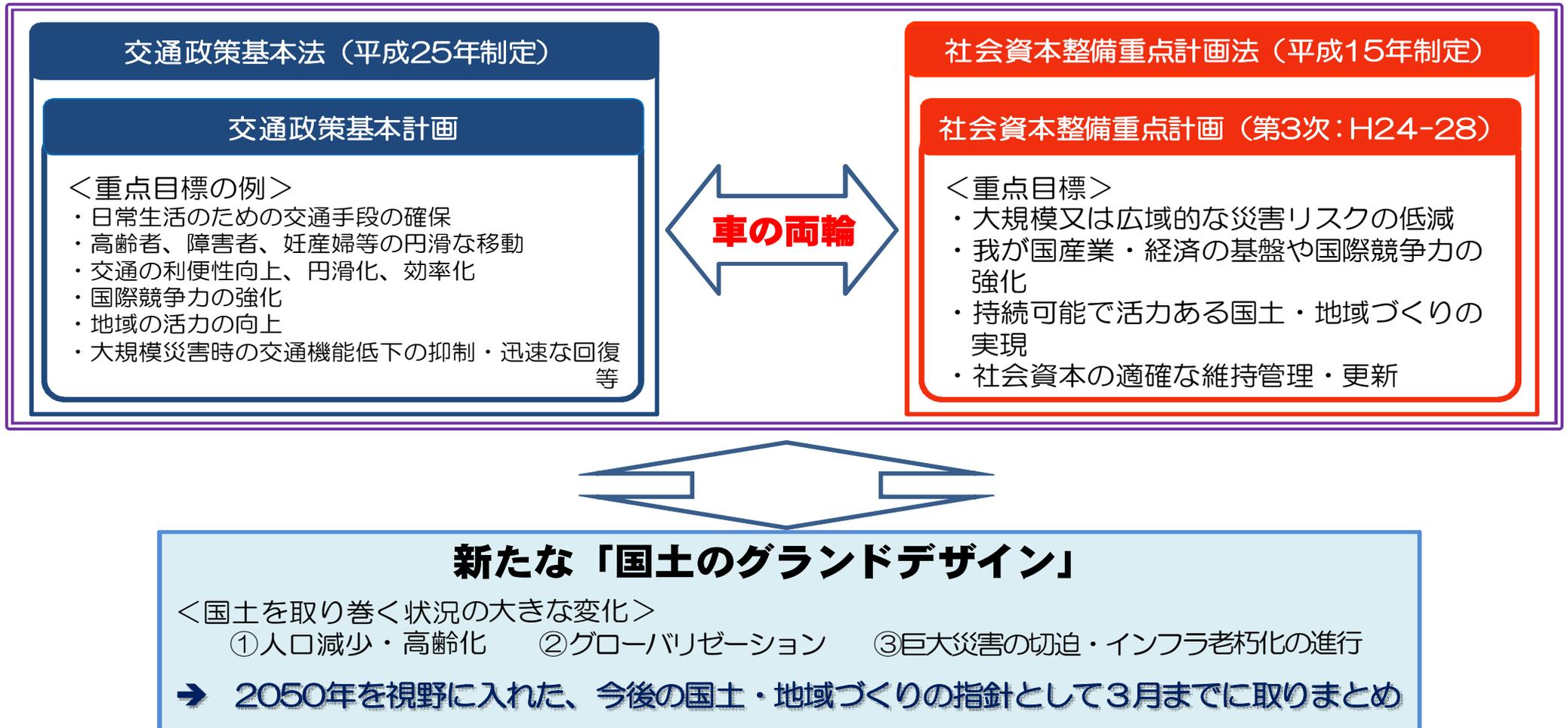
2. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案
 - 2-1 地域公共交通の充実に向けた枠組みの見直しについて
(交通政策審議会 交通体系分科会 地域公共交通部会 中間とりまとめ)
 - 2-2 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

3. 観光をめぐる今後の動き

4. 観光をめぐる最近の東北各県の動向

1-1 交通政策基本法の位置付け

交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」と、社会資本整備重点計画法に基づく「社会資本整備重点計画」を車の両輪として施策を推進し、もって、今後の国土・地域づくりの指針となる、中長期（2050年）を見据えた、新たな「国土のグランドデザイン」の実現に寄与する。



※ なお、交通政策基本計画及び社会資本整備重点計画については、国土形成計画法に基づく国土形成計画と調和が保たれたものでなければならないこととされている。

1-2 交通政策基本法の概要

【目的】 交通に関する施策について、基本理念及び交通に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、**国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展**を図る（第1条）。

交通政策の基本理念等(第2条～第7条)

交通に関する施策の推進にあたっての基本的認識(第2条)

【交通の果たす以下の機能の発揮】
 ・国民の自立した生活の確保
 ・活弁な地域間交流・国際交流
 ・物資の円滑な流通
 → 国民等の交通に対する基本的需要の充足

交通機能の確保・向上(第3条)

豊かな国民生活の実現

国際競争力の強化

地域の活力の向上

大規模災害への対応

環境負荷の低減(第4条)

適切な役割分担と連携(第5条・第6条)

交通の安全の確保(第7条)

国民等の生命・身体・財産を守る交通安全の確保については、交通安全対策基本法と相まって、本法案の交通施策と十分に連携の上推進

関係者の責務等(第8条～第11条)

- ・国の責務（第8条）
- ・地方公共団体の責務（第9条）
- ・交通関連事業者等の責務（第10条）
- ・国民等の役割（第11条）

関係者の連携・協力(第12条)

法制上、財政上の措置(第13条)

年次報告等(第14条)

交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策に関する報告の国会への提出等

「交通政策基本計画」の閣議決定・実行(第15条)

理念を体现する基本的施策(第16条～第32条)

【日常生活の交通手段確保】(第16条)

離島等の自然的経済的社会的条件に配慮した、通勤、通学、通院、物流等に必要な交通手段の確保等

【高齢者、障害者等の円滑な移動】(第17条)

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児を同伴する者等の円滑な移動の促進のための自動車・鉄道・船・航空機・旅客施設・道路・駐車場のバリアフリー化等

【交通の利便性向上、円滑化、効率化】(第18条)

定時性確保、速達性向上、快適性確保、乗継ぎ円滑化、交通結節機能高度化、輸送の合理化等

【我が国産業・観光等の国際競争力の強化】(第19条)

国際海上・航空輸送網の形成、輸送拠点となる港湾・空港の整備、国内・国際の結節強化等

【地域の活力の向上】(第20条)

地域経済の活性化等のための企業立地促進、地域内・地域間交流・物流の促進に資する国内交通網・輸送拠点の形成等

【運輸事業等の健全な発展】(第21条)

交通に関する事業の安定運営・健全な発展のための事業基盤強化、人材育成等

【大規模災害時の機能低下の抑制及び迅速な回復】(第22条)

大規模災害による交通機能低下の抑制・迅速な交通機能の回復のための耐震性向上、代替交通手段の確保、関係者の連携、円滑な避難の確保等

【環境負荷の低減】(第23条)

温室効果ガス等の排出抑制に資する車両・船舶等の開発・普及の促進、交通の円滑化、モーダルシフト、移動効率化、公共交通の利便増進、大気・海洋汚染・騒音防止等

【総合的な交通体系の整備】(第24条)

徒歩、自転車、自動車、鉄道、船、航空機等の交通手段間の役割分担と連携強化、需要動向や施設の老朽化等に配慮した重点的・効率的な整備等

【連携による施策の推進】(第25条～第27条)

まちづくり施策との連携、国際交流の拡大や経済社会の発展に資する観光立国施策(外国語による情報提供等)との連携、行政・事業者・施設管理者・住民その他の関係者の連携・協働

【調査研究】(第28条)

交通に関する調査研究

【技術の開発及び普及】(第29条)

情報通信技術その他の技術の活用、研究開発目標の明確化、研究機関の連携、新技術の導入促進等

【国際連携確保・国際協力】(第30条)

日本の知識・技術の海外展開、国際規格の標準化、国際連携確保、開発途上国等への協力等

【国民等の立場に立った施策の実施】(第31条)

【地方公共団体の施策】(第32条)

まちづくり等の観点から踏まえた交通政策の総合的・計画的推進

2-1 地域公共交通の充実に向けた枠組みの見直しについて

○交通政策審議会 交通体系分科会 地域公共交通部会 中間とりまとめ（平成26年1月31日）（抄）

地域公共交通の充実に向けた新たな制度的枠組みの構築

下記の事項を中心に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく枠組みの見直しが必要である。

① 交通政策基本法を踏まえた地域公共交通の目指すべき方向性の明確化

地域公共交通に関する取組みを進めるに当たっての基本理念となる交通政策基本法の考え方と、以下の6つの方向性（※）について、制度上も明確化し、関係者の共通理解を確立することが必要である。

② まちづくり等の地域戦略と一体となった総合的な地域公共交通ネットワークの形成

今後は、関係者の協働を促進するだけでなく、市町村等が、まちづくり、観光振興等の地域戦略と一体となって、より広域的で持続可能性の高い地域公共交通ネットワークの形成に資する計画を作成できるような見直しを図る必要がある。その際、住民の生活圏が複数市町村をまたぐ場合、公共交通ネットワークの一体的な形成を図ることが重要であるため、市町村からの求めがある場合に、市町村と都道府県が共同して作成できるようにする必要がある。また、計画の作成に当たっては、関係者の適切な役割分担が図られるよう、関係者の役割や責務を明確化することが必要である。

③ 地域公共交通ネットワークの再編の実効性を確保する仕組みづくり

②で述べた地域公共交通ネットワークの形成を効果的に実現するためには、局地的な個別の取組みだけでなく、地域全体の公共交通ネットワークを総合的に再編する取組みを進める必要がある。このため、市町村等及び交通事業者が、合意の下で交通ネットワークの再編を具体的に実施するための計画を作成し、都市機能の立地に対応して、既存路線・ダイヤの見直しや新たなサービスの導入等を進める取組みを円滑に進められるよう支援する仕組みを設ける必要がある。また、その際には、関係者が合意した取組みが一定の期間確実に実施されるとともに、その結果を検証し、必要に応じ見直しを図ることを担保することにより、交通ネットワークの再編の実効性を確保することが必要である。

なお、新たな制度的枠組みの構築に当たっては、持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けた地域の主体的な取組みが独占禁止法上疑義を招くことのないよう、あらかじめ同法上の課題について十分整理等を行うべきである。

※6つの方向性

- ① まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保、
- ② 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成、
- ③ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ、
- ④ 広域性の確保、
- ⑤ 住民の協力を含む関係者の連携、
- ⑥ 具体的で可能な限り数値化した目標設定

2-2 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、

- ・市町村等による地域公共交通網形成計画の作成
- ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成
- ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定める。

背景

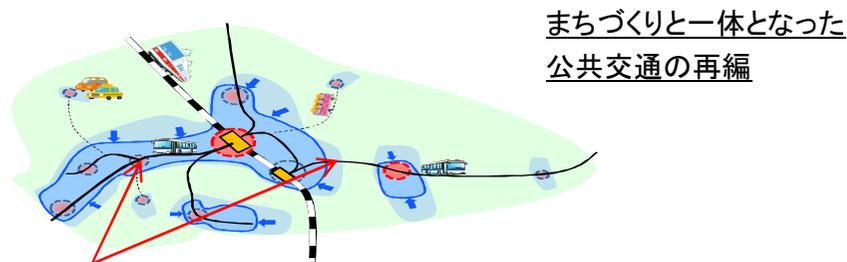
◆人口減少や高齢化が進展する中地域社会の活力を維持・向上させるために地域公共交通が果たす役割は増大

- ・地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動の確保
- ・コンパクトシティの実現のため、拠点間などを結ぶ公共交通ネットワークの構築
- ・国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流の活性化 等

◆これらの要請に応えるためには、民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、

地域公共交通の再定義

地域との総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意の下で、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成することが重要



計画的に配置された生活サービス機能へのアクセスの確保のため、公共交通の充実が必要。

▲LRT

▲デマンド交通

3 観光をめぐる今後の動き



国全体での動き

2014年6月

観光立国実現に向けたアクション・プログラム改定(観光立国推進閣僚会議)

2020年

東京オリンピック・パラリンピック開催

東北の動き

2014年5月24日～25日

東北六魂祭(山形市)

2014年6月14日～9月13日

山形デスティネーションキャンペーン

2015年3月

国連世界防災会議開催(仙台市)

2015年4月-6月

福島デスティネーションキャンペーン

2015年度末

北海道新幹線 新青森～新函館開業

4 観光をめぐる最近の東北各県の動向



秋田県

- 海フェスタおが
～海の祭典2013秋田～
(男鹿市など5市町村で開催)
- デスティネーションキャンペーン(H25.10.1～H25.12.31)
- 国民文化祭(H26.10.4～11.3開催予定)

山形県

- 「おしん」映画化(H25秋公開)
- デスティネーションキャンペーン(H26.6.14～H26.9.13)
- 東北六魂祭(H26.5開催予定)

- デスティネーションキャンペーン
青森(H23.4.23～H23.7.22)
岩手(H24.4.1～H24.6.30)
仙台・宮城(H25.4.1～H25.6.30)
新潟(H26.4.1～H26.6.30)
福島(H27.4.1～H27.6.30)



青森県

- 白神山地世界遺産
登録20周年(H25年12月)
- 北海道新幹線 H27年度末
新青森～新函館(仮称)開業



- 三陸復興国立公園 創設(H25.5)

岩手県

- NHK連続TV小説「あまちゃん」放映(H25年4月～)
- 「あまちゃん」台湾で放映(H25年11月～)、タイで放映(H26年2月～)



宮城県

- サンファンパウティスタ号
慶長使節 400年(H25～H27)
- 国連世界防災会議(H27年3月仙台で開催予定)



福島県

- 東北六魂祭
(福島市H25.6.1～6.2)
- プレデスティネーションキャンペーン(H26.4月～6月)
- NHK大河ドラマ「八重の桜」海外放送予定

画像はいずれもイベント及びDC等の公式HPから引用